

## 不利益処分の処分基準

処 分 名	市営住宅駐車場の使用許可の取消し		
根拠例規及び条項	多治見市営住宅管理条例(昭和49年条例第13号)第21条の2第8項		
所 管 部 課 名	建設部 建築住宅課		
処 分 基 準	関係法令等及び条項	多治見市営住宅駐車場に関する要綱(平成4年告示第55号)	
	基 準	<p>条例第21条の2第8項及び多治見市営住宅駐車場に関する要綱第15条に定めるところによる。</p> <p>要綱第15条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、駐車場の使用許可を取り消し、又はその明け渡しを命ずることができる。</p> <p>(1) 不正の行為により使用許可を受けたことが判明したとき。</p> <p>(2) 使用料を3か月以上滞納したとき。</p> <p>(3) 駐車場又はその附帯する設備を故意にき損したとき。</p> <p>(4) この要綱又はこれに基づく市長の指示命令に違反したとき。</p> <p>(5) 条例第21条の2第1項に規定する要件を欠いたとき。</p> <p>(6) 前各号に規定するもののほか、駐車場の管理上必要があると認めるとき。</p>	
	設定年月日	平成9年4月1日	最終変更年月日
備 考			